

自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議
構成員名簿

議長	長：内閣官房副長官	野上 浩太郎
議長代理	：国土交通副大臣	大塚 高司
副議長	長：内閣官房副長官補	古谷 一之
構成員	：内閣府政策統括官(経済財政運営担当)	多田 明弘
	警察庁交通局長	北村 博文
	財務省大臣官房総括審議官	茶谷 栄治
	厚生労働省労働基準局長	坂口 卓
	農林水産省食料産業局長	新井 ゆたか
	経済産業省大臣官房 商務・サービス審議官	藤木 俊光
	国土交通省自動車局長	奥田 哲也
	環境省地球環境局長	森下 哲

「ホワイト物流」推進会議 構成員名簿

(有識者)

野尻 俊明 流通経済大学学長(座長)
 齊藤 実 神奈川大学教授
 高岡 美佳 立教大学教授

(荷主・物流業界関係者)

井阪 隆一 (一社)日本経済団体連合会
 審議員会副議長・運輸委員長
 ((株)セブン&アイ・ホールディングス 代表取締役
 社長)
 上野 孝 日本商工会議所 副会頭
 横浜商工会議所 会頭
 (上野トランステック(株) 代表取締役会長兼社長)
 金原 壽秀 全国農業協同組合中央会 副会長
 (佐賀県農業協同組合中央会 会長)
 山田 敏之 (公社)日本農業法人協会 会長
 (こと京都(株) 代表取締役)
 遠藤 信博 (公社)日本ロジスティクスシステム協会 会長
 (日本電気(株) 代表取締役会長)
 田村 修二 (一社)日本物流団体連合会 会長
 (日本貨物鉄道(株) 代表取締役会長・会長執行
 役員)
 坂本 克己 (公社)全日本トラック協会 会長
 (大阪運輸倉庫(株) 会長)
 住野 敏彦 全日本交通運輸産業労働組合協議会(交運労協)
 議長
 難波 淳介 全日本運輸産業労働組合連合会(運輸労連)
 中央執行委員長
 山口 浩一 全国交通運輸労働組合総連合(交通労連)
 中央執行委員長

(順不同)

「ホワイト物流」推進運動の 趣旨及び取組方針について(案)

「ホワイト物流」推進運動事務局

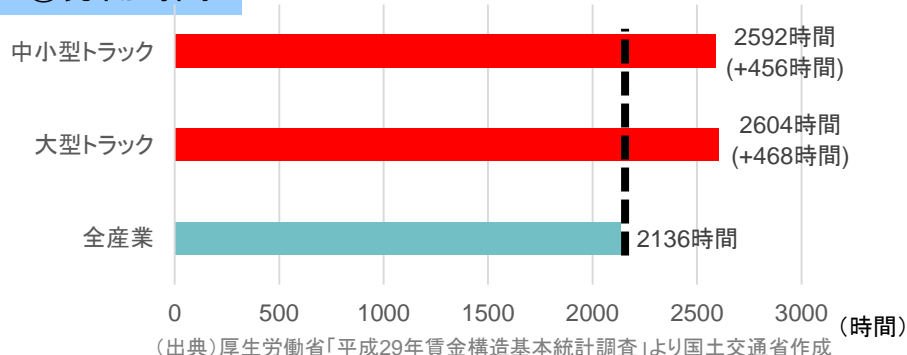
平成30年12月14日

トラック運送事業の働き方をめぐる現状

- トラック運転者は、全産業平均に比べ、年間の労働時間が約2割長いにも関わらず、年間賃金が約1割～2割低い状況。
- 有効求人倍率が2.50倍（全職業平均の約1.8倍）と、トラック運転者不足が深刻な状況。平均年齢も高く、高齢化が進んでいる。
- 平成36年4月より、自動車運転業務に年960時間以内の時間外労働の上限規制が導入される予定。

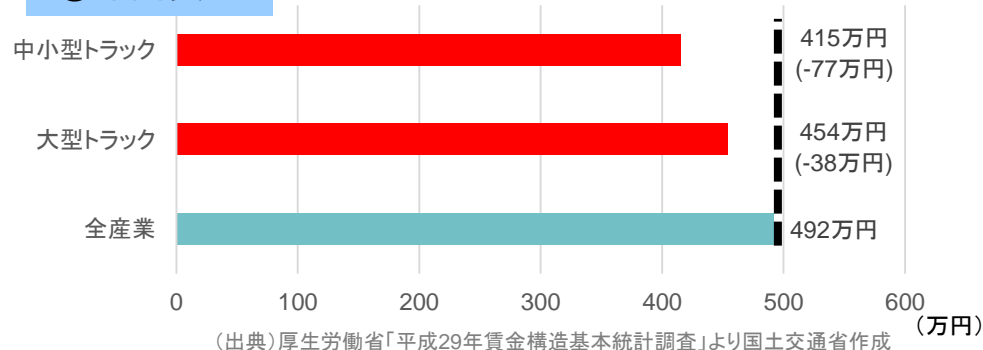
①労働時間

全産業平均に比べ約2割長い



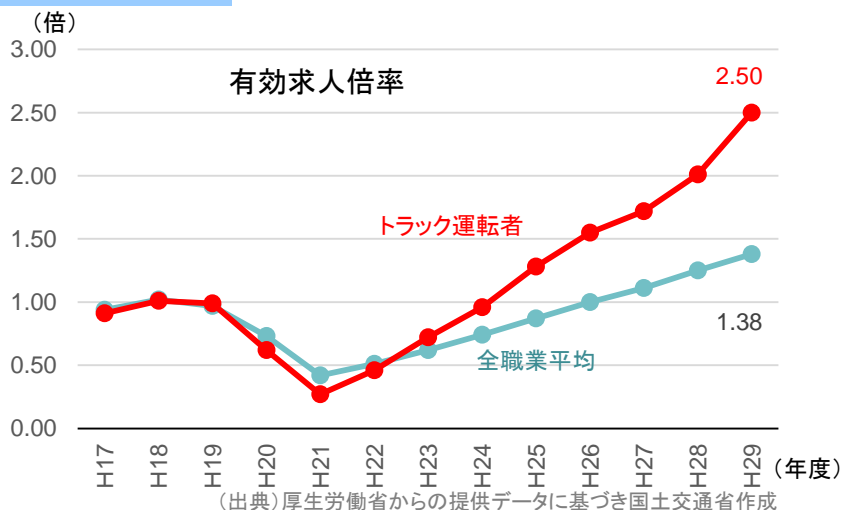
②年間賃金

全産業平均に比べ約1割～2割低い



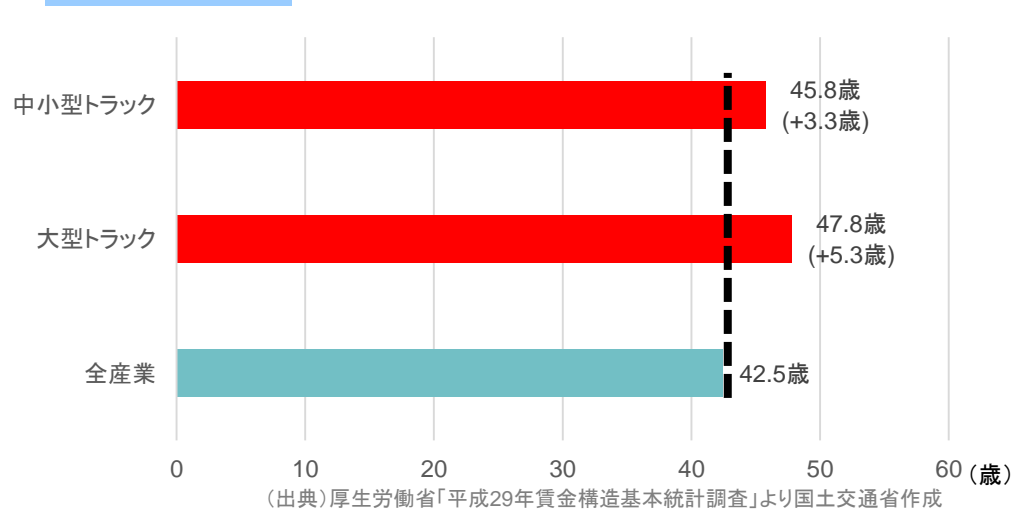
③運転者不足

有効求人倍率が全職業平均の約1.8倍



④平均年齢

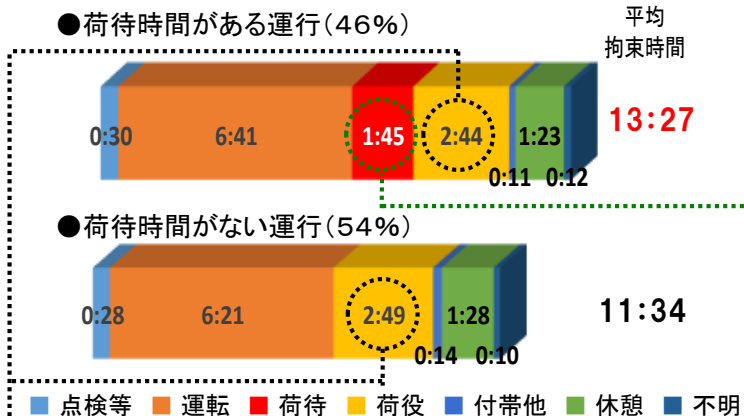
全産業平均に比べ約3歳～5歳高い



- トラック運転者の長時間労働の是正や多様な人材が働きやすい環境の整備を進めるためには、荷主の理解と協力を得つつ、荷待時間や荷役時間を短縮していくことが必要。

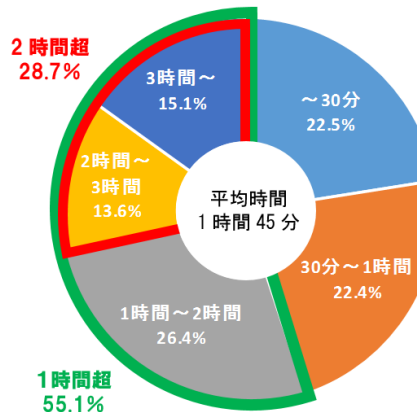
① 1運行の平均拘束時間とその内訳

トラック運送事業では、荷主や配送先の都合により荷待時間や荷役時間が発生することがあり、長時間労働の要因の一つとなっている。



② 荷待時間の削減

荷待時間は平均1時間45分に達し、2時間を超えるケースも3割近く発生している。



出典:国土交通省、厚生労働省「トラック輸送状況の実態調査」(H27)

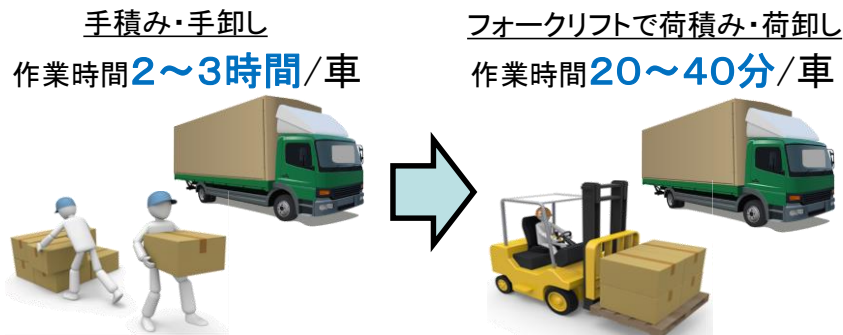
③ 手荷役から機械荷役への転換

手積み・手卸しによる荷役作業は、ドライバーにとって大きな負担となっている。



10トン車に、レタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7～10kg程度)のダンボールを、手積み・手卸している事例。

手荷役から機械荷役への転換を図ることにより、荷役時間の短縮や荷役作業の負担軽減が期待できる。



貨物自動車運送事業法の改正(概要)

- 平成30年12月8日に貨物自動車運送事業法の一部改正法が成立。
- 担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

(許可後、持続的・継続的なルール遵守)

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化

※ 「荷主」には元請事業者も含まれる。

【平成35年度末までの時限措置】

① 荷主の配慮義務の新設

- ・トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表



荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【平成35年度末までの時限措置】

「ホワイト物流」推進運動の概要

トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済のさらなる成長に寄与するため、

- ①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
 - ②女性や高齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現
- に取り組む運動を、関係者が連携し、強力に推進する。

企業等

コンプライアンス
(法令遵守)
企業の社会的
責任(CSR)

運動の趣旨へ賛同する(第1段階)とともに、具体的な取組項目について自主行動宣言を提出・公表するとともに、取組を実施(第2段階)。

(イメージ)

- ✓ 荷待ち時間の削減
- ✓ 荷役の機械化
- ✓ 契約の書面化 等

安定的な事業継続

物流システム効率化・
トータル物流コストの最適化

期待
・
評価

国民

便利で快適な
日常生活の維持

以下のような点への国民の理解と協力をお願いします。

(イメージ)

- ◆ 宅配便の再配達削減
- ◆ 集荷・配達サービスの見直しへの理解
- ◆ 引越時期の分散
- ◆ SA・PAの大型車スペースには駐車しない 等

物流事業者

トラック運転者の確保のため、労働条件・労働環境の改善に取り組むとともに、荷主企業・元請事業者等に対し、物流の改善に関する提案を行い、実施する。

(イメージ)

- 働きやすい環境の整備
- 女性運転者の活用
- 物流の改善提案 等

働き方改革の実現

多様な人材の確保

労働生産性の向上

連携
・
協力

理解
・
協力

「ホワイト物流」推進運動の進め方

「ホワイト物流」推進会議

- 運動の趣旨と推進方針を決定

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

- 企業等や国民への詳細な呼び掛け内容等を検討・調整

「ホワイト物流」推進運動HPの開設

企業等向け

- 関係団体を通じた運動への参加の呼び掛け
- 上場会社や地域の主要企業等に対し、運動への参加を要請

国民向け

※賛同企業等を公表

- 政府広報や関係団体の広報媒体を活用した広報の実施。

運動の拡大・深化

参加企業等に期待するアクション

- 運動の趣旨への賛同表明(第1段階)・実施

- 自主行動宣言の提出(第2段階)・実施

- 自主行動宣言のアップデート(随時)

【政府広報の媒体例】

テレビ番組 一覧を見る

ラジオ番組 一覧を見る

雑誌広告 一覧を見る

テレビ番組: 政府広報テレビ番組を動画で配信しています。
→ 徳光・木佐の知りたいニッポン!
→ 森が囁からお知らせします

ラジオ番組: 政府広報ラジオ番組を音声で配信しています。
→ 秋元才加とJOYのWeekly Japan!!

雑誌広告: 週刊誌・月刊誌などに掲載した政府広報広告を紹介しています。
→ 企業版ふるさと納税

スポットCM 一覧を見る

新聞広告 一覧を見る

スポットCM: 政府広報テレビCMを動画で配信しています。
→ 「東北の観光」篇 2018 (15秒)
→ 「福島の食」篇 2018 (30秒)

新聞広告: 新聞各紙に掲載した政府広報広告を紹介しています。
記事下広告 → 地方創生カレッジ
突出し広告 → 食中毒予防について

I. 必須事項

第1段階(運動に賛同)の際に宣言

- ① 事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、経営トップ層の主体的な関与の下、物流システムの改善に積極的に取り組みます。
- ② 法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働基準関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮や協力を行います。
- ③ 発注内容が曖昧な運送契約を結ばないよう、また、契約条件に明示されていない附帯作業をトラック運転者に求めないよう、荷役、検品その他の附帯作業の要否も含め、契約条件の明示を徹底します。
- ④ トラック運転者の働き方改革の実現に向けて、発荷主や着荷主となる取引先や物流事業者と協力して対応します。

II. 推奨事項

第2段階(自主行動宣言)の際に、任意の項目を選択して宣言

(1) 契約の合理化に関する事項

☆は重点推奨事項

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 運送契約の書面化 | ⑥ 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用
(「ホワイト経営マーク」(仮称)、「Gマーク」等の保有事業者等を想定) |
| ② 運賃と料金の別建て契約(☆) | ⑦ 取引先のリードタイムの確保への協力 |
| ③ 燃油サーチャージの導入 | ⑧ 納品日の集約への協力 |
| ④ 下請取引の適正化 | ⑨ 着荷主としての協力(☆) |
| ⑤ 契約先を選定する際の法令遵守状況の考慮 | |

(2) 生産性向上に関する事項

- | | | |
|--------------------|------------------|---|
| ① 予約受付システムの導入(☆) | ⑥ 軽易な作業部分の分離 | ⑪ 混雑時を避けた配送 |
| ② パレットの活用等(☆) | ⑦ 出荷に合わせた生産・荷造り等 | ⑫ 発注量の平準化 |
| ③ 荷主からの入出荷情報等の事前提供 | ⑧ 荷主側の施設面の改善 | ⑬ モーダルシフト |
| ④ 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離 | ⑨ 十分なリードタイムの確保 | ※厚生労働省・国土交通省・全日本トラック協会
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と
長時間労働の改善に向けたガイドライン」参照 |
| ⑤ 集荷先や配送先の集約 | ⑩ 高速道路の利用 | |

(3) その他各企業等が自主的に取り組む事項

- | | | |
|-----------------|------------------|-----------|
| ① 宅配便の再配達削減への協力 | ③ 運転者が働きやすい環境の整備 | ⑤ 物流の改善提案 |
| ② 引越時期の分散への協力 | ④ 女性運転者の活用 | |

国民に呼び掛ける事項(イメージ)

(宅配便)

- ◆ できるだけ1回で受け取りましょう。
- ◆ 送るときは、相手が受け取りやすい日時・場所を指定しましょう。

COOL CHOICE

できるだけ1回で受け取り
ませんかキャンペーン

～みんなで宅配便再配達防止に取り組むプロジェクト～



(出典)環境省「COOL CHOICE」HP

- ◆ 通信販売を利用する際には、できるだけまとめ買いしましょう。
- ◆ 商品をご自宅に配達するためには費用と人手が必要です。運転者不足に対応しつつ、宅配サービスを維持するため、サービス内容の見直し(例.日曜日の集荷・配達の取りやめ等)へのご理解・ご協力をお願いします。

(引越し)

- ◆ 混雑時期を避けましょう。
- ◆ 早めに依頼しましょう。



(出典)全日本トラック協会HP

(理解と応援)

- ◆ 皆さんに食料品や日用品などを届けるため、運転手さん達は日夜、頑張って貨物を運んでくれています。普段はあまり意識されていませんが、物流が私たちの生活を支えています。
- ◆ トラック運転手の休憩と安全運転のため、SA・PAの大型車駐車スペースへの駐車はお控え下さい。
- ◆ より良い物流の実現のために努力している企業を応援してみませんか?
トラック事業者:「ホワイト経営マーク」(仮称)(労働条件・労働環境)、Gマーク認定事業者(交通安全)
荷主企業:「『ホワイト物流』推進運動」賛同企業

「ホワイト物流」推進運動の推進体制

「ホワイト物流」推進会議

(有識者)

野尻 俊明 流通経済大学学長(座長)
齋藤 実 神奈川大学経済学部教授
高岡 美佳 立教大学経営学部教授

(関係団体)

日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国農業協同組合中央会
日本農業法人協会
日本ロジスティクスシステム協会
全日本トラック協会
日本物流団体連合会

(労働組合)

交運労協
運輸労連
交通労連

(事務局)

国土交通省(主管)
農林水産省
経済産業省
全日本トラック協会

(設置期限:平成36年3月末)

自動車運送事業の働き方改革に関する 関係省庁連絡会議

(議長)

野上 浩太郎 内閣官房副長官

(議長代理)

大塚 高司 国土交通副大臣

(副議長)

古谷 一之 内閣官房副長官補(内政)

(構成員)

内閣府政策統括官(経済財政運営担当)
警察庁交通局長
財務省大臣官房総括審議官
厚生労働省労働基準局長
農林水産省食料産業局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
国土交通省自動車局長
環境省地球環境局長

連携

連携

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会・地方協議会

有識者、トラック事業者、荷主、労働組合等の関係者から構成され、中央及び各都道府県に設置されている。

平成30年度

12月14日
(本日)

第1回推進会議・第5回関係省庁連絡会議
(運動の趣旨と推進方針の決定)

1～2月頃

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
中央協議会
(企業等や国民への詳細な呼び掛け内容等を決定)

年度内

賛同企業等の募集開始・広報活動の実施